西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター

古出山町だより

2008年10月号

10月に入りますと、陽の落ちるのが早くなります。もう暗くなった道を、家へと向かって歩いていると、秋刀魚の焼ける匂いでしょうか？お魚を焼くいい匂いが。暗いほうが嗅覚が鋭くなるような気がするのは私だけでしょうか？

10月号目次

☆　健康保険が変わります！
☆　なんでボーナスから雇用保険が？

☆ 健康保険が変わります！

１０月から政府管掌の健康保険が「協会けんぽ」に変わります。現在の仕組みとどう変わるのでしょうか？

●現行の政府管掌健康保険は？

健保組合のない、会社が加入しているのが政府管掌の健康保険です。その健康保険、政府管掌ということで、現在は国が運営しています。

●その政府管掌の健康保険がどうなるか？というと

「全国健康保険協会」が設立され、協会が運営することになります。そして、各都道府県ごとに支部が設けられます。原則的には、窓口負担(3割)や傷病手当金等の給付の仕組みは変わりません。しかし、保険料に関しては微妙な表現がされています。

どこが微妙かと言いますと、発足１年間は全国等統一(現行の政府管掌の健康保険料と同率)ですが、その１年間の間に年齢構成や、被保険者の数、医療費の負担により

都道府県毎の保険料率を設定する、ということが微妙なポイント。

つまり、来年の１０月までに様子を見て収入と支出のバランスを考えて保険料率を設定するということは、来年の１０月以降は、当然ながら安い地域と高い地域が出来てくることになるのです。保険料が大幅に上昇する場合は、激変緩和措置を講ずることになると発表されても、セーフティーネットである医療保険のことですので、う～んと頭をかしげる説明ではありました。

●西尾の解説

今年４月に、後期高齢者医療制度がスタートしましたよね？　（以下裏面へ）

そのとき、７５歳以上の高齢者を現行の医療保険制度からピックアップして、都道府県が中心となる「広域連合」で見ていくことになりました。
今度の、この協会健保も根本の考え方は一緒。
なんとか、国の負担を減らして、地方に負担を求めるそして、支出の多い地域には負担を多く求めるという、「医療保険」というものからはみ出したかなりシビアなシステムに思えます。
このあたりを、総選挙で各党はどのように説明し、安心して暮らせる社会の実現をどのようにアピールするのかぜひ伺いたいと思っています。

☆ なんでボーナスから雇用保険が？

皆様、ボーナスの給与明細をつらつらとご覧になったことがありますか？
雇用保険料が引かれているのにお気づきでしたか？
でも、雇用保険の給付にはこのボーナスから引いた保険料は全く反映されていません。
厚生労働省は、「雇用保険制度における保険料の徴収は、給付に必要な財源をどのような方法で調達すれば合理的かという観点から行うべきものであり、必ずしも、給付の範囲と連動させる必要はないと考えます。」と言っています。
つまりは、ボーナスから雇用保険料を引かないこととすると、毎月の保険料が高くなるよ、中小企業の保険料負担が大きくなるよ。
そして、ボーナスを給付に反映させると、給付の額が割高になるよ。
ということなんですが、納得いきますか？

西尾雅枝社会保険事務所は、各種年金や公的保険制度のご相談をお受けしています。
機密性のある相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

特定社会保険労務士＆年金コンサルタント　　西尾　雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話＆ファクス(075)241-4586　　メール nishio@nishio-sr.com

ホームページオープン！アクセスはこちらから http://www.nishio-sr.com

営業時間　　午前９時～午後５時３０分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155　京都市中京区錦小路通室町東入る　占出山町３０８

ヤマチュウビル２階　Ｎ１０

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」
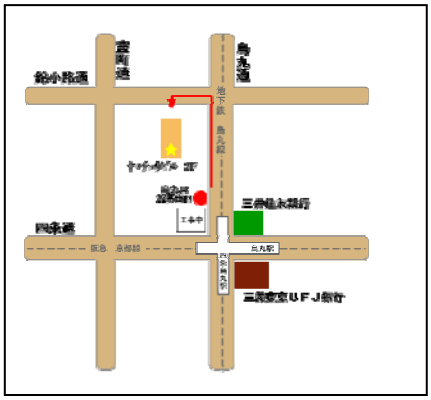
四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩２分